

国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除されますが、控除の対象となるのは、令和3年中（令和3年1月1日から令和3年12月31日）に納められた保険料の全額です。（令和3年中に納められたものであれば、過去の年度分の保険料や追納された保険料も控除の対象となります）。

本年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告の際に、保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、日本年金機構から、次のスケジュールで「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が対象者宛に発送されますので、お手元に届きましたら、大事に保管し、年末調整や確定申告の際に使用してください。

	発送時期	対象者
①	令和3年10月下旬から 11月上旬にかけて順次発送	令和3年1月1日から令和3年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方
②	令和4年2月上旬	令和3年10月1日から令和3年12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方（①の対象者は除きます。）

なお、ご家族（配偶者やお子様等）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合は、ご自身の国民年金保険料に加え、その保険料についても控除が受けられます。

国民年金制度は、税法上とても有利なだけでなく、老後もちろん不慮の事故など、万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようにキチンと納めましょう。

【お問い合わせ先】 藤里町町民課 ☎ 79-2113

令和3年度 危険物事故防止対策論文を募集します

【目的】 安全で快適な社会づくりに向けて、危険物の製造、貯蔵、輸送、取扱いに係る事故防止を図ることを目的として、広く論文を募集します。

【論文内容】 危険物に係る事故防止や安全対策に関するもの
 ○提言、アイデア、経験等 ○事故の拡大防止 ○事故の分析 ○危険性評価手法
 ○安全の科学技術 ○職場等の安全対策 ○事故防止に係る知見の蓄積・教育方法
 ○安全対策技術 ○危険物、少量危険物及び指定可燃物に係わる安全
 ○事故防止対策・安全対策に関するその他のもの

【応募】 どなたでも応募できます。
 A4（1ページあたり40字×40行程度）1枚以上10枚以内程度で次の宛先（E-mail）までお送りください。※令和4年1月31日（月）必着

【賞】 消防庁長官賞 賞状及び副賞（20万円）〈2編以内〉
 危険物保安技術協会理事長賞 〃 （10万円）〈2編以内〉
 奨励賞 〃 （2万円）〈若干名〉

【宛先・お問い合わせ先】 〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-3-13 ヒューリック神谷町ビル
 危険物保安技術協会 事故防止調査研修センター
 ☎ 03-3436-2356 FAX 03-3436-2251
 URL <http://www.khk-syoubou.or.jp/>

